

## **議題（１）高崎市国民健康保険税の税率改定について**

このことについて、別添のとおり諮問がありましたので、高崎市国民健康保険運営協議会規則第２条の規定により、審議願います。

第289-30号  
令和8年1月14日

高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会  
会長 横田 卓也 様

高崎市長 富岡 賢 治



高崎市国民健康保険税の税率改定について（諮問）

高崎市国民健康保険税の税率を下記のとおり改定したいので、高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき諮問いたします。

記

1 国民健康保険税率の改定案

区 分		現行	改定案	比較
医療給付費分 (基礎課税額)	所得割	6.40%	6.80%	+0.40%
	被保険者均等割	24,200円	27,400円	+3,200円
	世帯別平等割	21,400円	21,400円	-
後期支援金分	所得割	2.20%	2.50%	+0.30%
	被保険者均等割	7,400円	9,700円	+2,300円
	世帯別平等割	5,800円	6,900円	+1,100円
介護納付金分	所得割	2.00%	2.10%	+0.10%
	被保険者均等割	9,400円	10,600円	+1,200円
	世帯別平等割	6,100円	6,100円	-
(新規) 子ども・子育て 支援金分	所得割	-	0.30%	皆増
	被保険者均等割	-	1,300円	皆増
	世帯別平等割	-	800円	皆増

2 改定理由

(1) 国民健康保険の被保険者は、制度的に高齢者、低所得者の構成比率が高く、医療費水準が高くなるという、他市同様に構造的な課題を抱えている中、高崎市の国民健康保険事業においては、令和4年度にコロナ禍の影響を受けている被保険者の負担軽減のために引下げを行い、保険税が増加することがないよう税率を維持し、不足する分については、基金を取り崩して充てることで対応してきた。

(2) 被用者保険の適用拡大傾向の影響等により、被保険者数の減少による国保税の減収が続き、税の減収に充てていた基金は令和3年度末の約52億円から、令和6年度末では約27億円まで減少している。令和7年度予算も約13億円取崩しを行っており、令和8年度以降も同様に基金を活用して現在の税率を維持することは難しい状況となっている。また、前述の国民健康保険に係る構造的な課題を抱えている状況下で大幅な増額改正を行うことは、被保険者の負担増大が懸念される。このため令和8年度の税率改定にあたっては、被保険者の急激な負担の増大を避けつつ、安定的な財政運営を行うため、基金の活用を継続しながらも引上げが必要とされている。

(3) 子ども・子育て支援法の規定による地方税法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に充てる新たな区分を設ける必要があり、群馬県では県内全市町村が同一税率での導入を目指している。

以上のことから、高崎市国民健康保険事業の安定運営を図りつつ、基金を積極的に活用し、被保険者の急激な負担増の軽減を図るため税率の改定を行う。



報告事項① 令和8年度(2026年度)高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

(単位：千円)

区 分		令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	比 較	
入 歳	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,477,105	4,177,722	299,383
		医療給付費分滞納繰越分	54,000	60,000	△ 6,000
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,615,455	1,361,355	254,100
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	16,000	17,000	△ 1,000
		介護納付金分現年課税分	573,037	531,810	41,227
		介護納付金分滞納繰越分	8,000	9,000	△ 1,000
		子ども・子育て支援納付金分現年課税分	178,648	—	皆増
		計	6,922,245	6,156,887	765,358
	2 使用料及び手数料	1	1	0	
	3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	1	1	0
4 県支出金	普通交付金	23,149,449	23,232,826	△ 83,377	
	特別交付金	587,990	607,688	△ 19,698	
	健康増進事業補助金	60	33	27	
	計	23,737,499	23,840,547	△ 103,048	
5 財産収入	4	2,845	△ 2,841		
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,736,754	1,554,129	182,625	
	未就学児均等割保険税繰入金	16,793	15,527	1,266	
	産前産後保険税繰入金	2,184	2,394	△ 210	
	一般会計繰入金	655,410	720,290	△ 64,880	
	基金繰入金	466,684	1,337,419	△ 870,735	
	計	2,877,825	3,629,759	△ 751,934	
7 繰越金	1	1	0		
8 諸収入	49,205	43,405	5,800		
歳 入 合 計		33,586,781	33,673,446	△ 86,665	
出 歳	1 総務費	総務管理費	438,483	443,267	△ 4,784
		徴税費	46,412	46,347	65
		運営協議会費	288	348	△ 60
		計	485,183	489,962	△ 4,779
	2 保険給付費	療養給付費	19,558,462	19,767,618	△ 209,156
		療養費	173,147	157,422	15,725
		審査支払手数料	70,268	72,182	△ 1,914
		高額療養費	3,246,858	3,123,011	123,847
		高額介護合算療養費	4,000	4,000	0
		移送費	100	100	0
出産育児一時金		75,000	85,500	△ 10,500	
葬祭費		22,400	23,800	△ 1,400	
傷病手当金		0	220	△ 220	
計	23,150,235	23,233,853	△ 83,618		
3 国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	6,205,254	6,470,787	△ 265,533	
	後期高齢者支援金等分	2,337,011	2,328,687	8,324	
	介護納付金分	828,063	774,329	53,734	
	子ども・子育て支援納付金分	225,159	—	皆増	
	計	9,595,487	9,573,803	21,684	
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	197,864	206,277	△ 8,413	
	保健衛生普及費	14,409	15,537	△ 1,128	
	疾病予防費	93,097	90,667	2,430	
	計	305,370	312,481	△ 7,111	
5 基金積立金	4	2,845	△ 2,841		
6 公債費	500	500	0		
7 諸支出金	40,002	50,002	△ 10,000		
8 予備費	10,000	10,000	0		
歳 出 合 計		33,586,781	33,673,446	△ 86,665	

(単位：千円)

区 分		令和8年度 当初予算額	説 明		
歳 入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,477,105		
		医療給付費分滞納繰越分	54,000		
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,615,455		
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	16,000		
		介護納付金分現年課税分	573,037		
		介護納付金分滞納繰越分	8,000		
		子ども・子育て支援納付金分現年課税分	178,648		
		計	6,922,245		
	2 使用料及び手数料	1	証明手数料		
	3 国庫支出金	1	災害臨時特例補助金 1 原発・震災避難者の医療費等に対する補助		
	4 県支出金	普通交付金	23,149,449	保険給付費負担の交付金	
		特別交付金	587,990	運営努力に応じた交付金	
				保険者努力支援分	95,940
				保険者努力支援分 (事業費分・事業費連動分)	12,000
				特別調整交付金分	74,995
	県繰入金			330,577	
	健康増進事業補助金	60	特定健診基準外審査項目分補助金		
	計	23,737,499			
	5 財産収入	4	国民健康保険基金利子		
	6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,736,754	低所得者の保険税軽減課税分等を国県市が一定の割合で負担	
				保険税軽減分	1,080,009
				保険者支援分	656,745
		未就学児均等割保険税繰入金	16,793	未就学児の均等割保険税の軽減分を国県市が一定の割合で負担	
		産前産後保険税繰入金	2,184	産前産後期間における出産被保険者の所得割保険税及び均等割保険税の軽減分を国県市が一定の割合で負担	
		一般会計繰入金	655,410	ルールに基づく一般会計からの繰入	
福祉波及増削減分	74,821				
出産育児一時金	0				
職員給与費等分	475,129				
基金繰入金	466,684	財政安定化支援事業			
計	2,877,825				
7 繰越金	1	前年度からの繰越金			
8 諸収入	49,205	延滞金、第三者納付金、返納金等			
歳 入 合 計		33,586,781			

(単位：千円)

区 分		令和8年度 当初予算額	説 明	
歳 出	1 総務費	総務管理費	438,483	<主な歳出> 職員人件費(38人) 291,358 嘱託報酬等(12人) 47,006 電算事務負担金 37,803 共同電算処理手数料 12,832
		徴税費(賦課費・徴税費)	46,412	
		運営協議会費	288	
		計	485,183	
	2 保険給付費	療養給付費	19,558,462	
		療養費	173,147	
		審査支払手数料	70,268	診療報酬明細書審査支払手数料
		高額療養費	3,246,858	
		高額介護合算療養費	4,000	
		移送費	100	
		出産育児一時金	75,000	見込件数150件
		葬祭費	22,400	見込件数448件
		傷病手当金	0	
		計	23,150,235	
	3 国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	6,205,254	医療給付費に係る納付金
		後期高齢者支援金等分	2,337,011	後期高齢者支援金等に係る納付金
		介護納付金分	828,063	介護納付金に係る納付金
		子ども・子育て支援納付金分	225,159	子ども・子育て支援納付金に係る納付金
		計	9,595,487	
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	197,864	<主な歳出> 特定健康診査委託料 175,922 特定保健指導委託料 1,878	
	保健衛生普及費	14,409	<主な歳出> 保養施設利用補助金 3,280 医療費通知等郵便料 9,315	
	疾病予防費	93,097	人間ドック検診費補助金 93,072	
	計	305,370		
5 基金積立金		4	国民健康保険基金利子	
6 公債費		500	一時借入金利子	
7 諸支出金		40,002	保険税還付金及び償還金	
8 予備費		10,000		
歳 出 合 計		33,586,781		

## ●国民健康保険事業費納付金等の算定について

令和8年度における納付金総額を算定するための係数が、昨年12月末に国から都道府県に示されたことを受け、群馬県から県内各市町村に対し、「納付金」及び各市町村が保険税率を決定する際の参考となる「標準保険料率」が示されました。また、令和8年度から追加される子ども・子育て支援金に係る群馬県内の保険税率の統一の概要についてご報告いたします。

### (1) 群馬県における納付金等の算定の流れ

#### ① 群馬県における納付金総額を算定

- ・保険給付費等の推計額から国及び県の公費負担等を差し引き、県全体の納付金総額を算定

#### ② 市町村ごとの「納付金」を算定

- ・各市町村の所得の状況、加入者の人数及び世帯数に応じて、各市町村が負担する「納付金」を算定

#### ③ 市町村ごとの「保険税必要額」を算定

- ・各市町村の「納付金」に、市町村が取り組む保健事業等の費用を加え、市町村に交付される公費を差し引き、収納率を考慮した保険税必要額を算定

#### ④ 市町村ごとの「標準保険料率」を算定

- ・県内統一の算定基準により、各市町村の加入者の所得総額、人数及び世帯数に基づき「標準保険料率」を算定

### (2) 国民健康保険事業費納付金等の算定結果

#### ① 国民健康保険事業費納付金

(単位：円)

	令和8年度	【参考】 令和7年度	差引増減
医療分	6,205,253,368	6,470,786,887	▲265,533,519
後期高齢者支援金等分	2,337,010,420	2,328,686,588	8,323,832
介護納付金分	828,062,166	774,328,406	53,733,760
(新規)子ども・子育て 支援納付金分	225,158,384	—	皆増
合計	9,595,484,338	9,573,801,881	▲21,682,457

## ② 激変緩和措置による納付金の減額

- ・令和6年度から公費・経費が県単位化したことにより、負担が上昇してしまう市町村に対して、令和6年度から8年度に市町村の負担を抑制する「激変緩和措置」を行っています。
- ・この激変緩和措置は、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の区分毎に一定割合を超えた市町村が対象となります。【表1】のとおり伸び率が県平均の伸び率+〇%を超える場合に激変緩和阻止を実施します。また激変緩和額は【表2】の通りとなります。

【表1】適用基準

R6	R7	R8
県平均+3%	県平均+5%	県平均+7%

【表2】適用額

R6	R7	R8
超過分の3/4	超過分の2/4	超過分の1/4

## ③ 本市における激変緩和措置額

本市においては、すべての区分において県が定める一定割合(県平均伸び率+7%)以下のため、令和8年度においては激変緩和措置は適用されません。

	本市における 一人あたり伸び率	一定割合 (県平均伸び率+7%)
医療分	108.23%	115.62%
後期高齢者支援金等分	107.37%	114.17%
介護分	104.59%	110.99%

## ④ 標準保険料率

【医療分】

	令和8年度	本市税率	【参考】7年度
所得割率	7.06%	6.80%	7.21%
均等割額	30,763円	27,400円	30,717円
平等割額	20,515円	21,400円	20,743円

【後期高齢者支援金分】

	令和8年度	本市税率	【参考】7年度
所得割率	2.96%	2.50%	2.91%
均等割額	12,812円	9,700円	12,198円
平等割額	8,544円	6,900円	8,237円

【介護納付金分】

	令和 8 年度	本市税率	【参考】 7 年度
所得割率	2.57%	2.10%	2.37%
均等割額	13,194 円	10,600 円	12,067 円
平等割額	6,520 円	6,100 円	6,043 円

【子ども・子育て支援納付金分】 ※県内統一税率

	令和 8 年度	本市税率
所得割率	0.27%	0.30%
均等割額	1,186 円	1,200 円
平等割額	792 円	800 円
18 歳以上均等割	68 円	100 円

## ●「子ども・子育て支援金制度」に係る保険税率の群馬県内における統一について

### (1)「子ども・子育て支援金制度」の概要

「子ども・子育て支援金制度」は国のこども未来戦略「加速化プラン」で定められた子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みであり、全世代や企業の皆様から支援金を拠出していただき、子育て世帯に対する給付の拡充等を行う制度です。

子ども・子育て支援金制度の運用が開始されるにあたり、医療保険者が子ども・子育て支援金を徴収し、都道府県に支援納付金を納付する義務を負うこととなりました。

### (2) 統一の経緯

#### ①国民健康保険事業の現状

国民健康保険事業は平成29年度まで市町村が運営していましたが、加入者の減少に伴い財政リスクが大きくなっていたため、国が主導して国保制度改革が行われ平成30年度から県が財政運営に加わり、市町村が納付金を県に納めて、県が県内加入者の保険給付費の全額を支出する仕組みになりました。

令和6年度に策定されました第3期群馬県国保運営方針では、令和15年度から県内どの市町村に住んでいても同じ世帯構成で同じ所得であれば同じ税額となり、負担が公平になる完全統一を目標としております。

現在は、完全統一に向けて、残る課題について、県及び市町村間で合意形成に向けた協議を進めているところです。

#### ②「子ども・子育て支援金制度」に係る保険税率について

「子ども・子育て支援金制度」の納付金を納めるため、国民健康保険税の現行の課税額（医療分、後期分、介護分）に「子ども分」を追加することとなりました。

子ども分の税率は、県内統一税率として開始されることについて令和7年8月に県内市町村の首長合意が行われています。完全統一の目標として示されている令和15年度に先んじて導入することになりますが、各市町村で賦課方式・税率を任意設定して後年度に統一する場合に比べ、市町村間の調整に係るコストの低減が見込めること、また、金額規模が小さいため、現行の課税額の完全統一に向けた試行的役割として適しているなどメリットがあります。

## 報告事項②－ 1 国民健康保険制度改正について

令和8年度地方税法施行令の一部改正等により、以下の変更が予定されています。

### (1) 国民健康保険税の限度額について

国保税の世帯あたりの税額の最高額となる限度額については、医療給付費分の1万円の引き上げ、子ども・子育て支援納付金分の3万円の新規設定が予定されています。

課税区分	令和8年度限度額	令和7年度限度額	引き上げ額
医療給付費分	<b>67万円</b>	66万円	<b>+1万円</b>
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円	－
介護納付金分	17万円	17万円	－
子ども・子育て支援納付金分	<b>3万円</b>	－	<b>皆増</b>
合 計	<b>113万円</b>	109万円	<b>+4万円</b>

### (2) 国民健康保険税の軽減措置について

低所得者に対する国保税の軽減措置として、世帯の世帯主及び被保険者の所得合計額に応じて均等割額と平等割額について、7割・5割・2割軽減措置が設けられていますが、そのうちの5割・2割軽減措置について、既に軽減を受けている世帯の範囲が物価上昇の影響により縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す予定です。

#### <令和7年度軽減割合>

軽減割合	前年中の加入世帯所得の基準額
7割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下
5割軽減	43万円＋ <u>30.5万円</u> ×国保加入者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2割軽減	43万円＋ <u>56万円</u> ×国保加入者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下



#### <令和8年度軽減割合>

軽減割合	前年中の加入世帯所得の基準額
7割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下
5割軽減	43万円＋ <u>31万円</u> ×国保加入者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2割軽減	43万円＋ <u>57万円</u> ×国保加入者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下

※給与所得者等 … 一定の給与所得と公的年金等の支給を受ける者

## 報告事項②-2 高額療養費制度の見直しについて

令和8年度国民健康保険法施行令の一部改正等により、以下の変更が予定されています。

### (1) 見直しの趣旨

今回の見直しは、現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、自己負担限度額を所得区分に応じた見直しとともに、長期療養者や低所得者の経済的負担の在り方に配慮した見直しを行うものです。

### (2) 見直し内容

自己負担限度額を令和8年8月から現行の区分のまま4%~7%引上げ、令和9年8月から非課税世帯を除き所得区分を細分化させ、限度額を引き上げる予定となっております。多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担に配慮する観点から、新たに「年間上限」が導入されます。

### ●令和8年度の変更内容（第1段階） ＜令和8年8月～令和9年7月＞

70歳未満				70歳以上			
区分	要件（年収）	月単位限度額	年間上限	区分	要件（年収）	月単位限度額	年間上限
ア	約1,160万円～	270,300+1% 〔252,600+1%〕	1,680,000 月額平均 140,000	現役 並み Ⅲ	約1,160万円～	270,300+1% 〔252,600+1%〕	1,680,000 月額平均 140,000
イ	約770万円～ 約1,160万円	179,100+1% 〔167,400+1%〕	1,110,000 月額平均 92,500	現役 並み Ⅱ	約770万円～ 約1,160万円	179,100+1% 〔167,400+1%〕	1,110,000 月額平均 92,500
ウ	約370万円～ 約770万円	85,800+1% 〔80,100+1%〕	530,000 月額平均 44,200	現役 並み Ⅰ	約370万円～ 約770万円	85,800+1% 〔80,100+1%〕	530,000 月額平均 44,200
エ	～約370万円	61,500 〔57,600〕	530,000 月額平均 44,200	一般	～約370万円	61,500 外来特例22,000 〔57,600〕 外来特例18,000	530,000 月額平均 44,200
オ	住民税非課税	36,900 〔35,400〕	290,000 月額平均 24,200	低Ⅱ	住民税非課税	25,700 外来特11,000 〔24,600〕 外来特例8,000	290,000 月額平均 24,200
				低Ⅰ	住民税非課税 (一定所得以下)	15,700 外来特例8,000 〔15,000〕 外来特例8,000	180,000 月額平均 15,000

※1 括弧内の金額は現行の限度額。

※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には基礎控除後の所得が用いられる。

※3 「+1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。